

避難誘導標識等設置に関する
協定書

平成16年12月15日

鈴 鹿 市

特定非営利活動法人

三重県防災避難誘導推進協会

避難誘導標識等設置に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人三重県防災避難誘導推進協会（以下「乙」という。）は、避難誘導標識等（以下「標識」という。）の設置事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時における被害の軽減を図るため、市民（来訪者を含む）を避難所へ迅速かつ円滑に避難するための標識を、甲、乙が協働して設置することについて必要な事項を定める。

（費用負担）

第2条 本協定に基づく標識の製作、設置、保守、管理、更新等に係る費用は、乙が、民間企業、各種団体等に対して行う協賛者募集活動の賛同者（以下「協賛者」という。）による協賛金等によって、すべて負担するものとする。

（設置場所）

第3条 標識の設置場所は、甲、乙及び関係行政機関の協議に基づき決定する。なお、甲の要望により乙が事前に設置計画案の作成等を行う場合、甲は、乙に地図等の関連資料を提供するものとする。

（申請手続）

第4条 標識の設置申請に係る道路占用許可等の申請は、甲が行うものとする。ただし、これらの申請に係る事務及び諸手続きは乙が行うものとする。

（許可の遵守）

第5条 乙が道路占用許可証等に記載されている内容又は許可条件に違反したとき、乙は、甲の指示に従い、違反内容の是正又は道路等の現状回復を行わなければならない。この場合における費用は乙が負担するものとする。

（道路占用料の免除）

第6条 甲は、乙が本協定に基づき標識を市道に設置したとき、標識設置に係る道路占用料を免除するものとする。

（期間）

第7条 標識の設置期間は、本協定第15条の規定に基づき本協定が解除されるまでの間とする。

（事業の周知）

第8条 甲は、市民・協賛者に対して事業の周知に努めるものとする。

（管理確認）

第9条 乙は、本協定に基づき設置された標識の維持・管理に常に留意し、これらの標識に倒壊、破損、汚れ、錆び等を確認したときは、速やかに対処するものとする。

（移設等）

第10条 甲又は関連行政機関等の都合により標識の設置場所に支障が生じた場合、乙は甲の指示に従い、撤去又は新たに指定された場所への移設等の措置を講じるものとする。

(標識の仕様等)

第11条 避難誘導標識板のデザインについては、甲が指定したものとする。

(協賛者の表示)

第12条 乙は、協賛者の名称等を、避難誘導標識板下部に取り付けた表示板(以下「表示板」という。)に掲載することができる。ただし、表示板のデザイン及び協賛者については、公序良俗にふさわしいものとする。

2 前項の規定に基づき取り付けられた表示板について、甲が公序良俗にふさわしくないと判断したとき、乙は、甲の指示に従い、表示板の撤去、取替等の措置を講じるものとする。なお、撤去、取替等の措置に係る費用は乙が負担するものとする。

(報告義務)

第13条 乙は、標識の設置、交換、移設、補修等を行った場合、甲に対し速やかにその内容について書面で報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、標識に係る事故に備え施設賠償損害保険に加入するものとし、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その損害を賠償するものとする。

(本協定の解除)

第15条 甲は、乙が本協定を履行しないとき、又は、乙が解散等何らかの事由により組織を有しなくなった場合、通告のうえ本協定を解除できるものとする。

(原状回復)

第16条 前条の規定により本協定を解除したときは、乙の責任において標識を撤去し、道路等の原状回復を行うものとする。

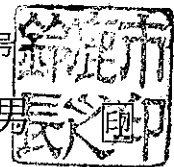
(協議)

第17条 本協定に定めのない事項、又は協定の履行に疑義が生じた場合は、関係法令、一般慣習に従い、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれの記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年12月15日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 川岸 光男



乙 津市羽所町545番地 羽所ビル
特定非営利活動法人
三重県防災避難誘導推進協会

理事長 森本 晃

